

東京都若者世代職場定着促進助成金 のご案内

東京都は、若者の早期職場定着を促進するため、計画的な育成計画の策定や退職金制度、結婚・育児支援制度など、安心して働き続けられる労働環境整備や賃上げを行った事業主に対して助成金を交付します！

対象

都が令和6年4月以降に実施する就職支援事業の利用者（34歳以下）を正規雇用した中小企業等

- ①ものづくり産業人材確保支援事業
- ②成長産業人材雇用支援事業
- ③キャリアチェンジ再就職支援事業

交付要件

- ①対象労働者に対して、取組期間（3か月）のうちに以下の支援を行うこと。
 - 指導育成計画（3年間）の策定
 - チューターの選任及び指導
 - 指導育成計画に基づく研修の実施
- ②上記①に加え、以下の取組にそれぞれ助成金を加算
 - ア 新たに退職金制度を導入
 - イ 結婚、妊娠・出産、育児に関する休暇や一時金制度を導入
 - ウ 対象労働者の時間単価を60円以上賃上げ

交付金額

対象労働者数に応じ、以下の金額を事業主に交付します。

対象労働者数	助成額
1人	20万円
2人	40万円
3人以上	60万円
退職金制度整備加算	10万円
結婚・育児支援加算	10万円
賃上げ加算	12万円（1人、最大3人）

問い合わせ・申請先

東京都産業労働局雇用就業部労働環境課

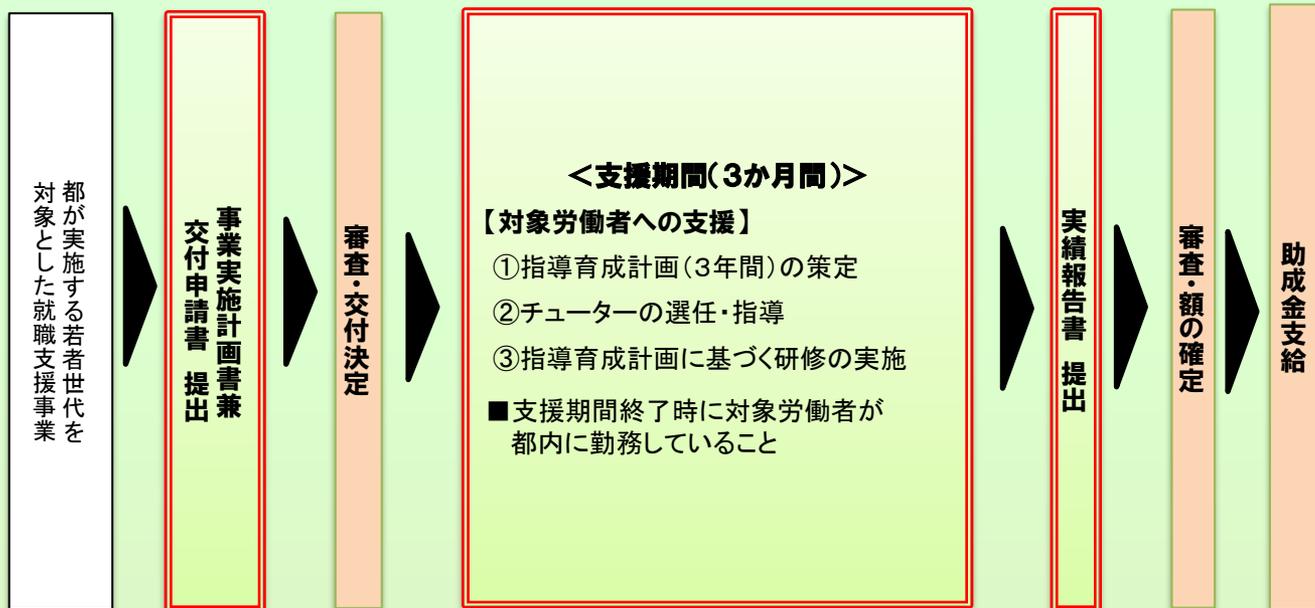
正規雇用化対策推進窓口 東京都若者世代職場定着促進助成金担当

〒160-0021 東京都新宿区歌舞伎町二丁目42番10号

電話 03(6205)6730 受付時間 平日午前8時30分から午後5時15分まで

事業の流れ

※**赤の二重枠線内**が申請事業主の方が行う手続きです。



申請受付期間等

申請回	交付申請受付期間	支援期間	実績報告受付期間
第1回	5月1日(木)～5月31日(土)	7月1日～9月30日	10月1日(水)～10月25日(土)
第2回	6月1日(日)～6月30日(月)	8月1日～10月31日	11月1日(土)～11月25日(火)
第3回	7月1日(火)～7月31日(木)	9月1日～11月30日	12月1日(月)～12月25日(木)
第4回	8月1日(金)～8月31日(日)	10月1日～12月31日	1月1日(木)～1月25日(日)
第5回	9月1日(月)～9月30日(火)	11月1日～1月31日	2月1日(日)～2月25日(水)
第6回	10月1日(水)～10月31日(金)	12月1日～2月28日	3月1日(日)～ 3月18日(水)

申請の方法

○交付申請受付期間中であれば、いつでも申請できる**電子申請(Jグランツ)**をご利用される場合は、**電子申請用の手引き**をご確認ください。

○申請書を印刷して提出する場合は、**郵送申請用の手引き**をご確認の上、申請書類を原則**郵送**にてご提出ください。

※**申請の手引き**や**申請に必要な各様式**は、**TOKYOはたらくネット**に掲載しています。

<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/seiki-koyo/kigyou/wakamonosedai/>

